

消費生活だより ～くらしの危険～

断っているのにしつこく勧誘電話は法律違反です。

Q



- 毎日のように「何でも効く」という健康食品の勧誘電話がかかってくる。あまりにしつこいので購入を承諾してしまった。届いたサプリを飲んでみたが効果もないし、金額も約 11 万円と高額だ。年金生活で支払いも厳しく、解約したい。
- お得な電気料金のプランがあると電話がかかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、それには答えず「必要ない」と言っているのに、何度も電話がある。電話が来ないようにしてほしい。

- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であること伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名、連絡先を聞いた上で「いいません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。
- 断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

A



5月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃 6 町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	5/8（水）	☎22-1152
	QR コードからも予約できます	
関ヶ原町	5/22(水)	☎43-0070
養老町	5/7(火)、20(月)	☎32-1108
神戸町	5/13(月)、27(月)	☎27-3111
輪之内町	5/2(木)、16(木)	☎68-0185
安八町	5/9(木)、23(木)	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152